

秋田市災害時語学ボランティア運営要領

令和8年1月29日
企画財政部長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、災害発生時に、日本語が十分に理解できないために、必要不可欠な情報を得ることやコミュニケーションをとることが困難な外国人を支援することを目的として、通訳や翻訳等の活動を行う「災害時語学ボランティア（以下「ボランティア」という。）」の登録、活動内容その他運営に関して必要事項を定めるものとする。

(ボランティアの要件)

第2条 ボランティアとして登録できる者は、現地で活動又は遠隔地から通信で活動が可能な次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 登録申込時の年齢が、18歳以上の者（高校生を除く。）
- (2) 日本語を母語とする者は他言語で、日本語以外を母語とする者は日本語で、日常生活に困らない会話ができる程度の語学力を有する者
- (3) 活動中に知り得た個人情報等を第三者に対し漏らさないと約束できる者

2 現地で活動するボランティアは、前項に規定する要件に加え、本市内に在住又は通勤や通学をしている者とする。

3 遠隔地から通信で活動するボランティアは、第1項に規定する要件に加え、遠隔地からの活動を可能とする機器等を所持しているとともに、インターネットに接続可能な環境を整えている者とする。

(ボランティアの登録)

第3条 ボランティアの登録を希望する者は、市ホームページから電子申請により登録申込をしなければならない。

2 市長は、申込内容を審査し、申込者が前条の規定に適合すると認められる場合は、申込者に対し、登録日および登録番号ならびに登録言語を通知する。

3 ボランティアの登録期間は、登録日から当該年度末までとし、次年度以降は原則として毎年度自動更新するものとする。

(登録内容の変更等)

第4条 ボランティアは、登録内容に変更が生じたときは、速やかに市長に申し出るものとする。ただし、市長は、必要に応じて申し出の内容および登録継続の意向等について確認を行うことができる。

(登録の抹消)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ボランティアの登録を抹消するものとする。

- (1) ボランティアから登録抹消の申し出があったとき。
- (2) ボランティアとの連絡が不通となったとき。
- (3) ボランティアとしてふさわしくない行為等を行ったと認められるとき。

(ボランティアの活動)

第6条 ボランティアは、市長の要請に基づき次の各号の活動を行うものとする。

- (1) 広報紙等の翻訳
- (2) 避難所等でのニーズ把握等に係る通訳
- (3) 避難支援対象者名簿等に基づいた安否確認に係る通訳
- (4) 外国人に対する相談窓口での生活相談に係る通訳
- (5) その他災害時における通訳および翻訳
- (6) 外国人等を対象とした防災訓練等への参加
- (7) 活動報告書(引継書)の作成に関すること

(損害補償)

第7条 前条の活動に係る損害については、秋田市民総合災害補償規則の適用範囲内で補償する。

(費用負担)

第8条 ボランティアの活動に対する報酬のほか、活動に要する交通費又は通信費等は支給しない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、企画財政部長が定める。

附則

この要領は、令和8年1月29日から施行する。